

入札公告兼入札説明書

神戸市交通公告

一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市交通事業管理者
委託名	海岸線ホームドア整備事業
業務概要	本業務は、神戸市営地下鉄海岸線の全10駅に、ホームドア等を設置するものである。 選定事業者は、次の業務を行う。 (1) 設計業務 (2) 製作・調達業務 (3) 工事業務 (4) 工事監理業務 (5) その他事業実施に必要な業務
履行場所	神戸市営地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅、旧居留地・大丸前駅、みなと元町駅、ハーバーランド駅、中央市場前駅、和田岬駅、御崎公園駅、苅藻駅、駒ヶ林駅、新長田駅の計10駅 詳細については、要求水準書等を参照のこと。
履行期限	契約締結日の翌日から令和10年3月31日 ただし、令和10年1月31日までに、各駅にてホームドア等設備の供用開始ができるように整備のこと。
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

2 担当部局

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 (御崎Uビル4階)

神戸市交通局高速鉄道部施設課

電話 078-984-0178

FAX 078-984-0207

E-mail kotsu_platform@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書等の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件とする。

4 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに神戸市ホームページにて公表する。神戸市ホームページのアドレスは、「21 その他

」を参照すること。（以下、同様とする。）

日 程	内 容
令和6年 11月25日(月) ～令和7年1月17日(金)	入札説明書等（※1）の公表
11月25日(月)～12月2日(月)	現地見学会の申込み
12月10日(火)～12月12日(木)	現地見学会
12月13日(金)～12月20日(金)	入札説明書等に関する質問の受付
令和6年 12月26日(木)	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和7年 1月6日(月)～1月17日(金)	入札参加表明書等の受付
1月20日(月)～1月23日(木)	入札参加資格の審査期間
1月24日(金)	入札参加資格審査結果通知
2月21日(金)	入札書等（※2）及び提案書等（※3）の受付
2月25日(火)10時	開札
2月下旬	落札者の決定
3月中旬～下旬	事業契約締結

※1：入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「事業契約書（案）」、「様式集」を含む。

※2：「入札書」及び「入札金額内訳書」等

※3：入札書等を除く事業実施に関する提案書及びその他関連書類等

5 入札参加者の役割等条件

(1) 入札参加者の定義

ア 入札参加者は、当局の求める事業を遂行することができる能力を有する単独企業あるいは複数の企業により構成されるグループ（以下「構成企業」という。）とする。

イ グループで参加する場合は、(2) 役割 ①事業役割 を担う代表者を1社選定する。

ウ 入札参加者は、特定建設工事共同企業体を結成して参加することも可能とする。

エ 参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に構成企業について明らかにすることとする。

オ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 役割

入札参加者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員で役割を分担する。

①事業役割： 当局との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、代表者として事業遂行の責を負う。

②設計役割： 設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施する。

③製作・調達役割： 製作調達に関する業務の全てを実施する。

④工事役割： 工事に関する業務を全て実施する。

⑤工事監理役割： 工事監理に関する業務を全て実施する。

⑥その他役割： 上記①～⑤以外に本事業で必要な業務を各々実施する。

(3) 再委託及び下請負契約との締結

前記②～⑥の役割について、再委託又は下請契約を締結する場合（グループの各構成員が分担する役割について再委託又は下請契約を締結するときは、当該役割の一部に限る）には、当局

との契約時に適正な再委託契約及び下請負契約を締結し、その契約内容について事前に当局の承諾を得ること。

(4) 構成企業

事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、合意書を別途締結し、当局に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、当局に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含めること。また、事業役割の構成企業のうち1社を代表者として当局との対応窓口とすること。

また、設計役割、工事や施工に関する建設役割を担う応募者は、特定建設工事共同企業体を結成して参加することも可能とする。

ただし、特定建設工事共同企業体を結成する場合、共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

代表者は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業及び共同企業体の構成員が負担する責任の詳細な内容については、事業契約書（案）による。

(5) 地元企業の活用（経済波及効果）

下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、神戸市行財政局契約監理課入札参加資格を有し、市内に本店を置く事業者など、地元企業を積極的に優先して選定するものとし、企業選定については評価の対象としている。詳細は落札者決定基準による。

※神戸市入札参加資格者名簿

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1002020410024/index.html>

(6) その他

ア 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。

イ 選定された構成企業は、選定後、速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。

6 入札に参加する者に必要な資格

(1) 共通参加資格要件

入札参加者の全ての構成企業は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。

ウ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

エ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

カ 本事業に係る発注支援業務に関与しない者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係

が無い者であること。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

- ① 株式会社日建設総合研究所
- ② 酒井正之法律事務所

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務毎にそれぞれ次の要件を満たすものとする。

但し、ア 設計役割を担う事業者（設計企業）については、工事役割を担う事業者（施工企業）から業務を再委託する、又は請け負わせる企業が要件を満たす場合でも構わないものとする。この場合、代表企業は、必ず施工企業が務めることとするとともに、入札説明書とともに公表した事業契約書（案）については、乙を施工企業と読み替える旨、及び同（案）第5条に関し、設計企業は設計業務につき、施工企業とともに市に対する連帯責任を負う旨変更する等所要の変更を加えたうえで、市と代表企業及びすべての構成企業との間で取り交わすこととする。

ア 設計役割

- ① 過去10年間に、ホームドア（固定柵を除く）の新設工事の設計の実績を有していること。

イ 工事役割

- ① 工事役割を担う企業は、建設業法第3条第1項の規定による「建築一式工事」、「電気工事」または「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築工事一式」の総合評定点が1,000点以上、または「電気工事」もしくは「機械器具設置工事」の総合評定点が800点以上であること。
- ③ 工事役割を担う企業のうちの少なくとも1企業は、過去10年間にホームドア（固定柵を除く）の新設工事を元請としての施工実績を有していること。

ウ 工事監理役割

- ① 過去10年間に、ホームドア（固定柵を除く）の新設工事の設計又は工事監理の実績を有していること。

7 総合評価に関する事項

(1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格点＝（最小入札価格／入札価格）×価格点に配分された得点の満点（価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）

(2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、落札者決定基準（別紙）に従い、評価するものとする。

(3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

8 入札説明書等の公表

(1) 申請書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和6年11月25日（月）～令和7年1月17日（金）

神戸市ホームページへ掲載する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、入札説明書第2中、提出書類の競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について交通事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和7年1月17日（金）17時まで

郵送する場合は、令和7年1月16日（木）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

2の担当部局

9 現地見学会

入札参加資格審査の結果、参加資格があると認められた事業者を対象に、現状の施設状況の把握など要求水準書等の理解を深める目的として、現地見学会を実施する。現地見学の手続き及び留意事項等は下記による。なお、現地見学会のスケジュールや方法については、別途通知するものとする。

(1) 実施期間

令和6年12月10日(火)～令和6年12月12日(木)

(2) 申込方法

申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「現地見学会参加申込書」（様式集様式0-1）により電子メールで申し込むこと。なお、メールタイトルには「海岸線ホームドア整備事業 現地見学会申込」と明記すること。また、送信後には電話にて受付の確認を行うこと。

申 込 先 : 神戸市交通局高速鉄道部施設課

E-mail kotsu_platform@office.city.kobe.lg.jp

電話 078-984-0178

(3) 申込期間

令和6年11月25日(月)～令和6年12月2日(月) 午後5時

(4) 留意事項

- ・ 現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参すること。
- ・ 見学には身分証明書を提示のうえ入場し、駅構内では企業名を記載した腕章又は名札を着用すること。
- ・ 駅構内及びその周辺は禁煙である。駅構内では駅ご利用のお客様、交通局職員等に支障のないよう留意すること。
- ・ 会場には説明会・現地見学会用の駐車場を設けないため、近隣駐車場もしくは公共交通機関を利用すること。
- ・ 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、地下鉄利用者が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないこと。

- ・ 現地見学における市職員の説明は、駅内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該市職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定し、又は許可するものではない。
- ・ 現地見学の際は、ホーム下・軌道内の見学を行う場合やタラップ等により高所に登る場合があるため、ヘルメット、作業服、安全靴等その他安全装具を各自持参すること。

(5) スケジュール等

全 10 駅を対象に予定している。具体的なスケジュール、見学方法等については、参加申込者へ別途、通知するものとする。

10 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に関する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルには「海岸線ホームドア整備事業 入札説明書等に関する質問」と明記すること。また、送信後には電話にて受付の確認を行うこと。

イ 提出期間

令和 6 年 12 月 13 日(金)～令和 6 年 12 月 20 日(金)（本市の休日の日数は、算入しない。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 回答は要求水準書等の追補とみなし、全入札者に対して回答します。ただし、提案書の作成に関する質疑のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者のみ回答することもあります。

回答は、令和 6 年 12 月 26 日（木）に電子メールで送付します。

11 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(2) 結果の通知

令和 6 年 1 月 24 日（金）

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、(2) の通知書にその理由を付す。

(4) (3) の理由を付した(2) の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して 7 日（本市の休日を除く。）以内に、交通事業管理者に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求められることができる。

(5) (4) により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で交通局高速鉄道部施設課に提出すること。（様式自由。紙書類により提出すること。）

(6) (4) による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して 10 日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

12 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

13 入札書等及び提案書等の提出の日時及び方法

日 時	令和7年2月21日(金) 9時～17時
提出場所	神戸市兵庫区御崎町1-2-1 (御崎Uビル4階) 神戸市交通局高速鉄道部施設課
提出方法	<p>(1) 事前に「2. 担当部局」へ連絡をした上で持参すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。提出部数は1部とする。</p> <p>(2) 入札書及び入札金額内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。</p> <p>(3) 提案書等については(1)の封筒とは別に提出するものとする。紙書類により提出すること。「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載する。</p>
入札について	<p>(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 入札金額内訳書について 入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に入札金額内訳書を添付すること。入札金額内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、入札金額内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。</p> <p>(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額としてください。</p>
その他	<p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提案書等の全部又は一部を提出しない場合及び提案書等の提出枚数が、指定の枚数を超過する場合 ② 提案書等の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合 ③ 提案書等に虚偽の記載がある場合 ④ 評価項目にひとつでも欠格がある場合又は加算点の合計がマイナスとなった場合 ⑤ その他提案書等に関して適正な評価ができない場合 <p>(2) 必要に応じて入札者に対して提案書等に関する説明を求めることがある。この場合、令和7年2月25日(火)午後5時までに連絡する。説明には、配置予定技術者及び提案書等の説明ができる者の出席を求める。 なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の提案書等の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された提案書等に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 提案書等の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p>

	<p>(6) 提出された提案書等は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった提案書等は、落札者決定後は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき取り扱うものとする。</p>
--	---

14 開札予定日時及び方法

日 時	令和7年2月25日（火）10時00分
場 所	神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル1階 会議室
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、入札金額内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び入札金額内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書等についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 「14 入札書等及び提案書等の提出の日時及び方法」の方法によらないで提出された入札書及び入札金額内訳書並びに提案書等（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市交通局契約規程第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて「6 入札に参加する者に必要な資格」に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 入札金額内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。入札金額内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。</p> <p>(7) 提案書等の提出がない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札書を無効とする。</p> <p>(8) 入札を無効とした場合は、当該入札書等及び提案書等は、返却しないものとする。</p>

15 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち、落札者決定基準（別紙）に示す要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、落札者決定基準（別紙）に示す定性評価点の

高い者を落札者とし、さらに、定性評価点及び同点である者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を選定する。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(3) 本書及び指定様式に基づかない提案書等については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

16 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（入札参加者、落札者、審査結果）について神戸市ホームページにより公表する。

17 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、交通事業管理者に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 交通事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。
- (3) 理由の説明については、原則として入札参加者の評価項目別の点数を示すものとする。

18 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、当局と技術提案に記入した項目等、契約内容に関する協議を行うものとする。協議後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、協議が終了後、速やかに神戸市交通局施設課で契約書類等を受領し、その日を含めて5日（当局の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。7日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

(2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した提案書等は契約図書の一部とする。

(3) 落札者が提出した提案書等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、要求水準書「第6維持管理に関する提案」に関する提案、及び本市と協議のうえ不適切と判断した項目については、履行義務としない。

(4) 契約は、神戸市交通局委託契約約款及び事業契約書による。

(5) 市は、受託事業者が業務の実施にあたり上記約款に反した場合には、契約の解除もしくは委託料の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。

19 市の支払いに係る事項

市は、本事業に係る対価について、事業契約に基づき、事業者を支払う。

なお、支払い方法の詳細については、要求水準書を参照のこと。

20 その他

- (1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただ

し、該当する者の一人を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一人の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a65755/kurashi/access/kotsukyoku/subway/kaigan_platformdoor.html

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ

問い合わせは「2 担当部局」に示す連絡先へのみ行うこととし、地下鉄駅等へ直接問い合わせないこと。

(4) その他

仮契約の有無 *L	有 <input checked="" type="radio"/> 無
予定価格 (消費税相当額を除く)	1,800,000,000円